

令和6年2月27日現在

別記様式1 (第6条関係)

### 火災予防上の命令を受けている防火対象物

|            |  |
|------------|--|
| 防火対象物の所在地  | 鹿角市十和田毛馬内字下土ヶ久保18番地2   |
| 防火対象物の名称   | かづの農業協同組合 錦木倉庫   |
| 命令を受けた者の氏名 | 代表理事組合長 菅原俊二   |
| 命令の内容      | 令和6年5月27日までに、屋内消火栓設備を設置すること。<br>令和6年5月27日までに、自動火災報知設備の受信機に常用電源を正常に供給すること。<br>令和6年5月27日までに、自動火災報知設備の未警戒区域に感知器を設置すること。 |
| 命令を行った日    | 令和6年2月27日  |
| 管轄消防署又は分署  | 鹿角広域行政組合消防本部 十和田分署   |